# 日本平滑筋学会「若手の会」会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本平滑筋学会「若手の会」(英文名: Young Scientists in Smooth Muscle Research)と称する.

#### (目的)

第2条 本会は会員が相互の立場を理解し、平滑筋をキーワードに、基礎、 臨床そして幅広い分野の会員が在籍するユニークな日本平滑筋学会を若手の 立場から盛り上げて行くことを目的とする.

### (活動)

第3条 本会は前条の目的達成のため、「研究発表会」および「情報交換会」を開催することとする.

- (1)「研究発表会」は年1回を原則として、日本平滑筋学会総会開催期間中、同開催地において行うものとする. なお,日本平滑筋学会総会で「若手の会」主催のシンポジウムもしくはセミナーが開催される場合は,これをもって代用する.
- (2)「情報交換会」は、会員の親睦を目的とし、原則として年1回以上行う. なお、日本平滑筋学会総会で「懇親会」が開催される場合には、これをもって代用することができる.

#### (所在地および事務局)

第4条 本会の所在地は、神奈川県相模原市中央区淵野辺1丁目17-71 麻布大学 薬理学研究室内におく. また、事務局は愛媛県今治市いこいの丘1丁目3 岡山理科大学 獣医薬理学教室内におく.

## 第2章 会員

## (会員)

第5条 入会資格は、本会の目的に賛同し、平滑筋に関連する基礎研究または臨床研究に従事する日本平滑筋学会会員である若手研究者とする. ただし、一般会員には年齢制限を定めない.

## (入会)

第6条 本会に入会する場合は、氏名、所属、職位、連絡先を記載の上、事務局に申し込むものとする. 世話人会での承認をもって、正式な入会とする.

(会費)

第7条 会費は徴収しない.

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、その旨を事務局に通知する. 世話人会での承認をもって、正式な退会とする.

第3章 機関・決議

(総会)

第9条 本会の決議を行う機関として総会および世話人会をおく.

第10条 総会は会員で構成し、総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する.

第 11 条 総会は会長が招集するものとし、年 1 回を原則として、日本平滑筋 学会総会開催期間中、同開催地において行うものとする.

第12条 総会では年度事業計画,事業報告,予算及び決算の承認,世話人の選出を議決する。

(世話人)

第13条 本会に世話人会をおく. 世話人会は本会の運営にあたる.

第14条 会員の互選により、若干名の世話人を選出することとする.「若手の会」の主旨を考慮し、世話人は45歳未満とする.

第15条 本会に次の役員をおく、役員は世話人から互選により選出するものとする。

- (1) 会長 1名: 本会を統括し、代表する.
- (2) 副会長 1名: 会長を補佐し、会長が運営を遂行できない場合には、副会長がこれを代行する.
- (3) 事務局長 1名:総会の決定に基づき,予算管理および業務遂行について統括する.
- (4) 監事 1名: 会計事務を監査する. 不正の事実を発見したときに総会に報告する.

第16条 世話人の任期は総会時より2年とし、45歳未満であれば再任を妨げない。ただし、特別の理由がない限り会長の任期は最大2期4年とする。

第17条 世話人会の議決は、世話人の過半数の賛成をもって定める. 可否同数のときは、会長の決するところによる.

(会計)

第18条 事業年度は8月1日から翌年7月31日までとする.

第19条 事業報告および決算については、毎事業年度終了後1ヶ月以内に 事務局長が事業報告書(および附属明細書)、収支報告書を作成し、監事の監 査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

## 第 4 章 補足

(会則の変更)

第18条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て行う。

#### 第5章 附則

- 1 本会の設立年月日は平成25年8月8日とする.
- 2 会の役員は次の会員とする.

会長 梶 典幸

勤務地住所: 〒252-5201 神奈川県相模原市中央区淵野辺 1-17-71

電話番号: 042-769-1627

副会長 田中 義将

勤務地住所: 〒812-8582 福岡市東区馬出3丁目1-1

電話番号: 092-642-5278

事務局長 向田 昌司

勤務地住所: 〒794-8555 愛媛県今治市いこいの丘 1-3

電話番号: 0898-52-9133

監事 堀田 祐志

勤務地住所: 〒467-8603 名古屋市瑞穂区田辺通 3-1

電話番号: 052-836-3754

3 本会則は, 平成 25 年 8 月 8 日より施行する 令和 4 年 7 月 29 日改定